

富田林市条例第37号

富田林市若者条例

富田林市民憲章は、「若い力をのばし、希望と平和の未来を築きましょう」と規定しており、若者の活躍は、まちづくりに必要不可欠なものである。

現在、私たちのまち富田林においては、少子高齢化や人口減少、コミュニティ意識の希薄化等による、地域活動の担い手不足などが喫緊の課題となっている。

このような中、若者が地域の抱える課題解決やまちの魅力創出に挑戦することが求められている。

このため、若者が活躍できるまちづくりを推進し、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、若者が活躍できるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、若者、市民等及び市の役割を明らかにすることにより、若者のまちづくりへの参画及び育成を図り、もって誰もが幸せで、安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「若者」とは、概ね16歳から30歳までの者をいう。

(基本理念)

第3条 若者が活躍できるまちづくりの推進は、若者の自主性を培い、尊重するとともに、若者、市民等及び市が、それぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに協働して取り組むことを基本理念として行わなければならない。

(若者の役割)

第4条 若者は、地域に関する理解及び関心を深め、主体的にまちづくりに参画するとともに、市民等及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、若者に対して、地域に関する必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、若者及び市が実施する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、若者に対して、市政等に関する必要な情報の提供を行うとともに、若者、市民等及び市が相互に連携するための調整に努め、必要に応じて施策の策定又は財政上の措置を講ずるものとする。

(若者会議)

第7条 市は、若者が市政等に参画する機会を確保するため、富田林市若者会議を設置する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。